

## 君津市成年後見制度利用促進計画の推進に係る 中核機関について

福祉部

### 1 概要

本市の「成年後見制度利用促進計画」においては、認知症や障がいなどのために成年後見制度を必要とする市民が、必要な時に適切に制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法も含めた多様な分野・主体が連携する「地域連携ネットワーク」の整備と、その中核となってネットワークを運営する機関である中核機関の必要性を掲げている。

については、令和8年4月1日からきみつ成年後見支援センター内に中核機関を設置し、本市と君津市社会福祉協議会との連携により、成年後見制度の利用を促進する。

### 2 中核機関の主な取組

(1) 成年後見制度に関する窓口相談

(2) 成年後見制度に関する広報啓発活動

(3) 成年後見制度に係る「定例会」の開催

困難案件の対応方針など、個別の案件を検討する会議を開催する。

(4) 地域連携ネットワークの構築と「協議会」の開催

成年後見人を担う専門職のほか、保健・医療・福祉・司法等との連携体制である「地域連携ネットワーク」を構築・運営し、会議を開催する。

(5) 市民後見人の育成に関する検討

### 3 窓口及び受付時間

(1) 窓 口 保健福祉センターふれあい館 3階  
きみつ成年後見支援センター内

(2) 受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）  
8時30分から17時15分まで